

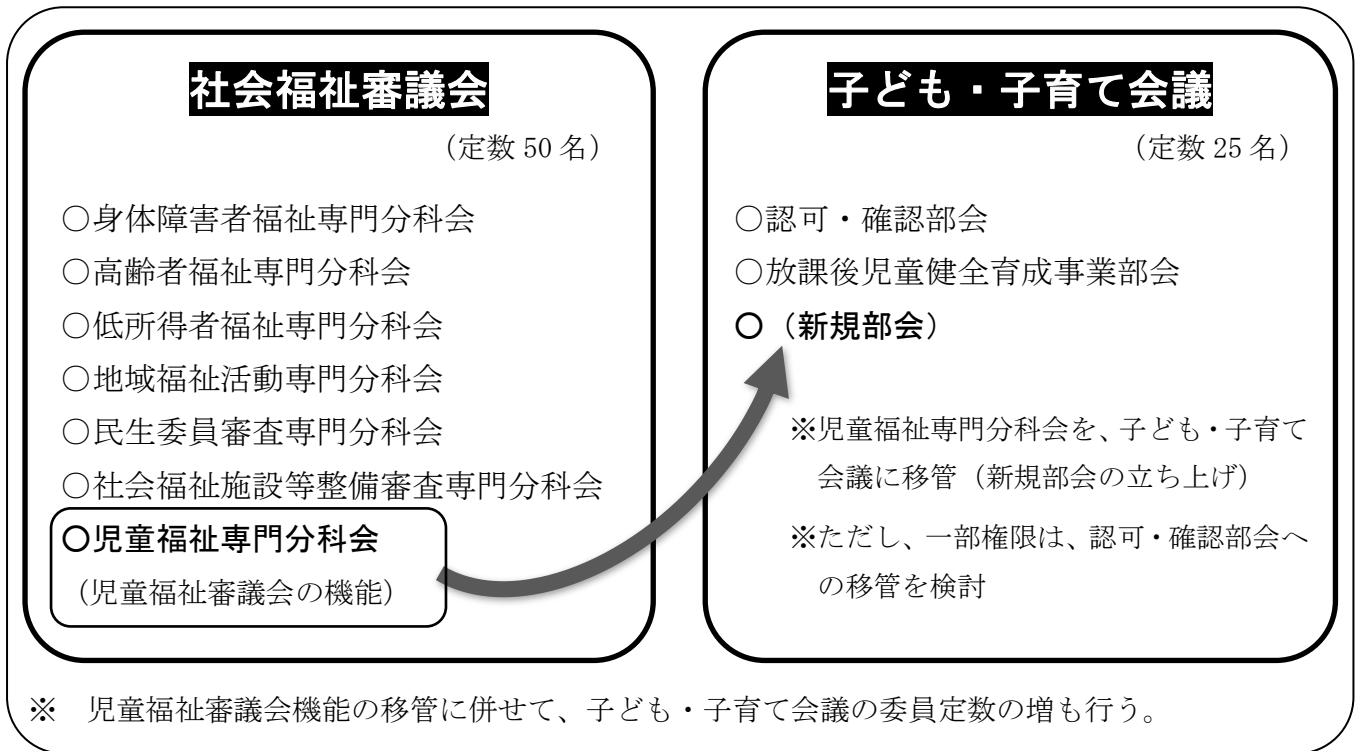
児童福祉審議会機能の移管（追加）について

1 経緯・理由

現状では、子ども・子育て関連3法に関連する権限は「子ども・子育て会議」、児童福祉法に関連する権限は「社会福祉審議会」が有していることから、権限に応じてそれぞれの会議で審議しており、その審議内容が重複しているものもある。

そのため、子どもに関する権限を集約することで専門性を高め、効率的に審議することを目的に、現在は「社会福祉審議会」が担っている「児童福祉審議会」の機能を「子ども・子育て会議」に移管する予定である。

(児童福祉審議会機能の移管のイメージ)



(現在の権限区分の例)

附属機関	権 限
札幌市子ども・子育て会議 (認可・確認部会)	○幼保連携型認定こども園の設置認可 ○保育所・地域型保育事業の利用定員の設定
札幌市社会福祉審議会 (児童福祉専門分科会)	○保育所の設置認可 ○地域型保育事業の認可

2 児童福祉審議会とは

- ・ 児童福祉審議会とは、児童福祉法第8条に規定されている合議制の機関
- ・ 現在は、札幌市社会福祉審議会（児童福祉専門分科会）がこの機能を担っている

児童福祉審議会の主な権限

次の事項に関する調査審議等

- 保育所の設置認可、地域型保育事業の認可、児童福祉施設の事業の停止等
- 里親の認定、母子保健、母子・父子家庭の福祉、出版物等の推薦・勧告
- 児童の措置等、児童の一時保護

【参考】児童福祉法 第8条第1項

児童福祉法の各条項の規定によりその権限に属させられた事項を調査審議するため、都道府県に児童福祉に関する審議会その他の合議制の機関を置くものとする。

ただし、社会福祉法に規定する地方社会福祉審議会に児童福祉に関する事項を調査させる都道府県にあっては、この限りではない。

(趣旨を損なわない程度に一部省略・意識している。)

3 スケジュール（見込み）

- 3月上旬 子ども・子育て会議条例の改正（平成27年第1回定例市議会）
※ 児童福祉審議会機能の移管、委員定数の増
- 3月中旬 新たな部会構成等の決議（子ども・子育て会議）